

内部監査調書

（ひな形：営業部門監査）

想定企業規模：社員数100名／サービス業／拠点数1（本社のみ）

会社名			
監査対象部門	営業部門	部門人員数	名
監査実施日	年 月 日（ ）	作成者	
対象期間	年 月 ～ 年 月		
確認者 （監査役等）			

1. 監査の目的・範囲

監査目的	営業部門における受注・売上計上・与信管理・契約管理及び価格決定プロセスについて、社内規程に基づく適切な運用がなされているかを確認する。
監査範囲	①受注・契約締結プロセス ②売上計上の適正性 ③与信管理 ④価格決定・割引権限 ⑤顧客情報管理 ⑥営業費用（接待費・交通費等）の管理 ⑦クレーム・解約対応
着眼点・想定リスク	・サービス業では役務提供の完了基準が曖昧になりやすく、売上の早期計上リスクがある ・営業担当者個人の裁量で価格決定・割引が行われ、承認プロセスが形骸化するリスクがある ・与信管理が属人化し、取引先の支払能力評価が不十分なまま契約に至るリスクがある ・社員数100名規模では営業管理職が少なく、個々の営業活動への牽制が弱くなりやすい

※ 営業部門は会社の収益に直結するため、IPO 審査でも売上の実在性・正確性が特に重視される領域である。

2. 実施した監査手続

No.	手続内容	対象資料・サンプル	実施日	実施者
1	売上計上が役務提供完了の事実と整合しているかを再実施（突合）	売上台帳、検収書・完了報告書（無作為抽出15件）	月 日	
2	価格決定・割引承認が決裁権限規程どおりに行われているかを閲覧により確認	見積書、決裁権限規程、承認記録（直近3ヶ月分）	月 日	
3	新規取引先の与信審査記録の有無を閲覧により確認	新規取引先リスト、与信審査記録（直近半年分）	月 日	
4	期末月における売上の集中・異常な伸びの有無を分析的手続に	月次売上明細（直近12ヶ月分）	月 日	

	より確認			
5	営業費用（接待費等）の精算が規程に基づき承認されているかを閲覧により確認	経費精算記録、領収書（無作為抽出 10 件）	月 日	
6	クレーム・解約の発生状況と対応記録を質問及び閲覧により確認	クレーム管理簿、対応記録（直近半年分）	月 日	

※ 上記 1～6 は記入例です。自社の営業プロセス・契約形態に応じて手続きを追加・修正してください。

3. 発見事項・所見

発見事項の内容	〔記入例〕 抽出した売上 15 件のうち 2 件について、検収書（役務提供完了の確認書類）の日付が売上計上月の翌月であった。担当者へ質問したところ、「月末までに作業は完了していたが、お客様からの確認書受領が翌月になった」との回答であり、役務提供完了前に売上を計上していた可能性がある。
重要度	■ 高（経営に重大な影響） □ 中（早期改善が必要） □ 低（軽微・改善提案レベル）
根拠・証拠資料	〔記入例〕 売上台帳（写し）、検収書 2 件（写し）、営業担当者ヒアリングメモ（ 月 日実施）
原因分析	〔記入例〕 売上計上のタイミングについて、検収書受領日を基準とするルールが規程上明確化されておらず、現場の判断で計上日を決めていたことが原因と考えられる。

※ 売上計上は会計監査人も重点的に確認する領域。発見事項は監査法人とも速やかに共有することが望ましい。

4. 改善提案・フォローアップ

改善提案内容	[記入例] ①売上計上基準（検収書受領日を基準とする等）を規程に明記し、全営業担当者に周知する ②検収書受領前に売上計上した事例について、該当月の売上を修正し、会計監査人に報告する
対応部門・担当者	営業部門、経理部門
改善期限	年 月 日まで
フォローアップ状況	☒ 未対応 ☐ 対応中 ☐ 対応完了（確認日： 年 月 日）

5. 総合評価・監査役への報告

総合評価	☐ 適切 ☐ 一部課題あり ☒ 重大な問題あり
結論・コメント	[記入例] 売上計上のタイミングについて社内規程が未整備であり、実務上の判断に委ねられている状態が確認された。売上の実在性・正確性に関わる重要な指摘であり、速やかな規程整備と会計監査人への報告が必要である。
監査役への報告	☐ 次回の監査役との定例連携で報告 ☒ 緊急報告が必要 ☐ 報告不要

作成者（内部監査担当者）	確認者（監査役等）
印	印

【ご利用にあたっての注意事項】

本ひな形は、社員数 100 名・サービス業・拠点数 1（本社のみ）を想定した「営業部門」監査の内部監査調書の構成例です（一部に記入例を含みます）。実際の運用にあたっては、以下の点にご留意ください。

1. 売上計上の適正性は会計監査人も重点監査する領域であり、内部監査での発見事項は速やかに共有すること
2. サービス業特有の「役務提供完了基準」の曖昧さに起因する売上計上タイミングのリスクを重点的に確認すること
3. 社員数 100 名規模では営業管理職が少なく、個人の裁量に依存した価格決定・与信判断のリスクが高いことを意識すること
4. 「問題なし」「異常なし」のみの記載は、IPO 審査において監査の実効性を疑われる典型例である
5. サンプルングを行った場合は、対象母集団・抽出方法・抽出件数を記録し、恣意性がないことを示す
6. 改善提案には期限を設定し、フォローアップ状況を継続的に更新する。重大な指摘は監査役・会計監査人への速やかな報告を行うこと